

ハンセン病問題に関する普及啓発の在り方について（提言）

（ハンセン病資料館等運営企画検討会まとめ）（H29. 3. 31 公表）

第1 はじめに

平成8年にらい予防法が廃止されてから20年が経過した。この間、ハンセン病問題の解決に向けて様々な取組がなされてきたが、各種調査を見てみるとハンセン病回復者・元患者等の名誉が完全に回復されたとは言い難い。この機会をとらえ、従来のハンセン病問題に関する普及啓発の取組を見直し、更なる普及啓発の推進につなげていくことは有意義である。

ハンセン病回復者・元患者等の名誉回復に向け、国や地方公共団体が中心となって様々な普及啓発の取組が進められてきたが、いつでも、どこでも、誰にでも、必要とあれば「自分はハンセン病回復者・元患者だ。」と何の気兼ねもなく言うことができる社会としていくには、残念ながら、まだ時間や工夫が必要と考えられる。

一方で、ハンセン病回復者・元患者等の高齢化が進む中、ハンセン病問題を風化させないようにすることが必要である。そのためには、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館（以下「国立のハンセン病資料館」という。）を中心に進められてきた普及啓発の活動につき、さらに広い層を巻き込んで繰り返し行っていく必要がある。

ハンセン病に対する差別をなくすためには、すべての差別をなくす必要がある。相模原で障害者を対象とした痛ましい事件が起きたことは記憶に新しいが、ハンセン病回復者・元患者等に対しても同じ考え方の者が出てくことは十分予想される。そうした事態の発生を防ぐためには、人権＝平等という思想を広めることが必要であり、他の人権活動との連携を図りながらハンセン病問題に関する普及啓発を一層充実していくことが重要である。

これまでの普及啓発に関する取組は、国立のハンセン病資料館への来訪者や啓発用パンフレットの配布対象であった中学生等を中心に一定の範囲において効果を挙げてきた。今後は、その効果を国民全般にまで及ぼし、広くハンセン病問題に対する理解を拡げていく必要がある。

第2 普及啓発に向けたこれまでの取組

（1）ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条に基づき、各種普及啓発を実施しており、主な内容として以下の事業を実施している。

・国立のハンセン病資料館の運営・管理

ハンセン病に対する正しい知識に関する普及啓発の拠点として、常設展示の他、企画展の開催、語り部活動などを実施。

・中学生向けパンフレットの発行

ハンセン病やハンセン病問題の歴史などを解説した「ハンセン病の向こう側」とい

うパンフレットを全国の中学生に対し作成、配布。

- ・ハンセン病問題に関するシンポジウムの開催

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病回復者・元患者等の名誉回復を図るため、国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を行うためのシンポジウム開催。

- ・「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典の開催

多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げ、被害者の追悼、慰霊及び名誉回復のために、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、厚生労働省主催による追悼式典を開催。

- ・ハンセン病対策促進事業

地方公共団体における普及啓発等がより効果的に実施されるよう、各地方公共団体が実施する新たな取組について支援。

- (2) これまでの取組により、国立のハンセン病資料館への来館者数は増加しており、一定の成果を挙げてきているが、ハンセン病療養所の入所者や退所者へのアンケート調査の結果によると「らい予防法」廃止後の状況について、「周囲の変化がない」や「今も偏見や差別がある」と回答した者がそれぞれ50%、70%を超えている。また、人権擁護に関する世論調査の結果によると、「ハンセン病患者・元患者に関し、どのような問題が起きているか」との質問に対し、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」、「結婚問題で周囲の反対をうけること」、「差別的な言動をされること」などが高い数値となっており、今後さらに普及啓発を充実する必要がある。

第3 普及啓発に関する課題と目指すべき方向性

1. ハンセン病問題を風化させないために

- ・ハンセン病回復者・元患者等の名誉回復が完全に達成されていない現状においては、これまでの取組を継続していくことが必要不可欠である。
- ・しかし、ハンセン病回復者・元患者等の高齢化が進む中、これまでの取組を単に継続するだけでは、名誉回復の完全達成への見通しがつけられないばかりでなく、ハンセン病問題が風化していってしまう恐れさえあると言わざるを得ない。
- ・また、これまでの普及啓発の中で大きな役割を担ってきた語り部については、近年、その要員が年を追うごとに不足してきており、現在は各療養所の自治会長や副会長等が肩代わりをしている状況がある。このままでは、これまでの普及啓発と同じ水準の効果を将来にわたって維持していくことさえ難しくなるものと考えられる。
- ・このため、これまで語り部が果たしてきた役割を将来に引き継いでいく方策を検討す

ることが急務となっている。

- ・また、これまでの普及啓発活動の成果に満足することなく、さらなる高みを目指すことが必要である。すなわち、普及啓発の効果を従来に増して幅広く国民に及ぼしていくことが必要である。
- ・国民の隅々に至るまでハンセン病問題に関する普及啓発の効果を行き渡らせるためには、国や地方公共団体といった公的主体による取組だけでは自ずと限界がある。また、効果を浸透させるためには、普及啓発活動は単発ではなく、継続的に繰り返し行うことが必要である。そのため、普及啓発活動の主体を拡大していくための取組が必要である。

2. 普及啓発の対象者拡大

- ・ハンセン病問題は、多くの国民の中に着実に浸透してきているものの、普及啓発活動の拠点である国立のハンセン病資料館やアクセスの不便な場所に立地していることが多い社会交流会館への一般の来館者は、元々ハンセン病問題に関心の高い人たちであり、国民の一部に過ぎないと考えられる。
- ・ハンセン病について「知っている」人が6割強にとどまり、しかもそのうち7割以上の人は「少し知っている」程度にとどまっており、「ハンセン病を知っていても認知度が高いとは言えない」とする報告も存在している。こうした人々に普及啓発の効果を及ぼしていく取組が求められており、ハンセン病そのものについて知ってもらう取組やハンセン病問題に興味を持ってもらう取組、普及啓発の拠点である国立のハンセン病資料館や社会交流会館に足を運んでもらうきっかけづくりについて創意工夫が必要である。
- ・国立のハンセン病資料館や社会交流会館、海外のハンセン病関係の博物館などハンセン病関係機関が連携し、内容の濃い展示や解説、サービス等を行うことによりハンセン病問題に対する関心を高めてもらうことが重要である。
- ・普及啓発に要する人員(学芸員)や予算が、国立のハンセン病資料館に集中しており、全国津々浦々まで普及啓発の効果を及ぼすためには、各療養所の社会交流会館での取組支援策の検討も必要である。
- ・東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて、海外から日本に対する注目度が飛躍的に高まる中、この絶好の機会を活用し、訪日客に対し日本国内のハンセン病対策について知ってもらうことが重要である。
- ・日本国内では、ハンセン病の新規患者は近年ほとんど発生しておらず、現実の問題として人々に理解してもらうことが難しくなることが懸念される。しかし、海外では発展途上国を中心に年間20万人以上の新規患者が発見され、また、それらのハンセン病回復者・元患者等に対する差別も存在している。さらにハンセン病問題の歴史が風

化していくことへの危機感を有する国々も存在している。このような現状に対して、海外のハンセン病関係博物館や関係機関との連携を深め、ハンセン病問題の啓発に向けて協力して活動を行うことは、国際協力の観点のみならず、世界に共通する問題として、この問題を風化させず、人権について日本国民一般の学びの機会を継続的に提供するという観点からも重要である。

3. 普及啓発の効果的实施

- ・ハンセン病問題の普及啓発については、これまで効果の測定や、効果が得られていない場合の要因分析が十分に行われてきたとは言い難い。また、PDCAサイクル(※)を意識した取組が十分になされてきたとは言えない状況にあると考えられる。

※ Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)

- ・らい予防法廃止20周年を契機に、これまでの国立のハンセン病資料館運営とパンフレット配布を中心に実施してきた普及啓発について、計画立案段階から見直すため、目標を一層具体化して明示することが必要である。
- ・その際、普及啓発の対象者の認知度や関心の度合いに応じた取組が必要と考えられる。
- ・また、それぞれの普及啓発の取組に関する効果測定や、目標に対する現状評価の在り方を検討し、その効果測定や評価の結果を踏まえて取組内容を改善していくというサイクルを生み出すことが必要である。

4. 従来の普及啓発活動の充実強化

- ・従来の取組が一定の成果を挙げてきたことを踏まえ、将来にわたってこれらを維持・継続することはもちろんであるが、これまでの経験を踏まえ、さらに取組を充実強化していくことが必要であり、その具体的内容を検討する必要がある。

第4 具体的対応策

1. ハンセン病問題を風化させないために

(1) 語り部機能の存続

ハンセン病回復者・元患者等の思いを最も適切に伝えられるのはハンセン病回復者・元患者等本人であり、一般国民に対する訴求力の点からも、語り部はかけがえのない存在である。しかし、ハンセン病回復者・元患者等の高齢化により、実体験を話せる方も年を追う毎に減少してきている。

これまで語り部が果たしてきた役割をいかに将来に引き継いでいくかの検討が急務となっている。

①記録保存

- ・これまで重要な役割を果たしてこられた語り部の説明をビデオ、DVD等で保存する。国立のハンセン病資料館では一部こうした取組が開始されているため、各地の社会交流会館等でも同様の取組が進められるようノウハウの伝達などの支援を行う。

②後継者育成

- ・実体験に基づいた、一人称による説明は、やはり説得力が高い。このため、入所者や退所者の中で比較的若い方の中から、協力いただける方に語り部として活動していただく。
- ・このため公募、縁故を含めて広く協力者の募集等を行う。その際、自分の経験を語りたくない、自分は語り部として適任ではないとして断られることもあるが、丁寧に話しをして役割や責任を感じた方が語り部になってくれた例もあることから工夫が必要である。まずは、語り部としてではなく、「ハンセン病回復者・元患者等と行く資料館見学ツアー」の開催など、来訪者と交流し、自らの体験を話していただくような場を設け、自らの経験を語ることに慣れていただく場を設けることも有効と考えられる。
- ・一方でハンセン病回復者・元患者等が年を追うごとに減少していくことは避けようのない現実である。そのため、ハンセン病回復者・元患者等でない方を伝承者として育成することが最終的には必要となる。
- ・その際、ハンセン病回復者・元患者等と身近に接した経験を有し、ハンセン病問題に関する知識も豊富な各療養所職員や職員OBの活用が現実的な手段として考えられる。
- ・他の人権団体や大学生のサークル活動など、協力いただける方を募集するとともに、そうした方々を伝承者として育成するためのプログラム開発に着手すべきである。その際、職員との役割分担や活動範囲、責任体制などについて検討することが必要である。また、ボランティアのモチベーション向上のため、地方公共団体からの委託や任命といった行為を絡ませることも有効と考えられる。まずは、長島愛生園、菊池恵楓園及び沖縄愛楽園などで行っているボランティアガイド養成講座やボランティア講習会のような取組を他の療養所にも横展開できないか検討してみることが考えられる。また、被爆者ではない方を活用している原爆資料館などの取組について研究し参考とすべきである。

※伝承者については、ボランティア形式で対応する広島のようなタイプと、職員として対応するひめゆりタイプがある。今後、両方式のメリット、デメリットを勘案しつつ方向性を検討していくことが必要である。

(2) 普及啓発活動主体の拡大

ハンセン病問題を風化させず、国民の隅々に至るまでハンセン病問題に関する普及啓発の効果を行き渡らせるためには、国や地方公共団体といった公的主体による取組だけ

では自ずと限界がある。また、効果を浸透させるためには、普及啓発活動は単発ではなく、継続的に繰り返し行うことが必要である。

そのため、企業、社会教育施設、NGO／NPO等を普及啓発の主体となるよう働きかけ、各自の役割を意識した連携作りを進めることが有効である。また、普及啓発を受けた人が地元や家庭、職場等に帰ってから、周囲に学んだ事柄をメッセージとして伝えてもらうような仕組みを作ることが必要である。

なお、普及啓発主体の拡大を図る場合は、普及啓発の手段も、それぞれの得意分野に応じて多様化してくることが見込まれ、柔軟な対応が必要である。

①企業等

- ・ 国立のハンセン病資料館への訪問者は、企業関係者が少ないとの印象があるが、企業研修等で来館者は増加傾向にある。企業活動における人権教育の重要性を学ぶという機運を醸成することにより、人権意識の向上が当該企業のステータス向上につながるとの流れを作り出し、企業関係の訪問者を増加させるよう努める。また、国の機関や地方自治体職員の研修等も行われているが、高い人権意識を有することは公務に携わる者が当然に備えるべき大前提であることに鑑み、新人研修等の拡大に努める。
- ・ 企業関係の訪問者数の状況を見つつ、必要があれば、企業の人事担当者や研修担当者向けのプログラムを開発する。ここで学んだことを職場に戻って企業活動に生かしてもらうという流れを生み出していくことが必要である。
- ・ 研修以外にも、業種によっては、例えば旅行会社が国立のハンセン病資料館や社会交流会館訪問ツアーを企画するなど、本業にハンセン病問題の普及啓発を組み入れ、社会貢献とビジネスチャンスの一石二鳥を求めるような流れを作り出すよう工夫する。

②社会教育施設

- ・ 社会教育委員の連絡協議会、社会教育主事の養成研修といった場を活用してハンセン病問題の普及啓発を実施することにより、各々の地域に戻ってさらに普及啓発の波が広がっていく効果が期待できる。そのためには、文部科学省との連携が重要となる。

③NGO／NPO等

- ・ イベントの共同開催等を通じて、NGO／NPO等の方々にもハンセン病問題につき理解をしていただく。こうした方々は、元々意識の高い人たちであり、それぞれの活動を通じたハンセン病問題への理解の広がりが期待できる。

④個人

- ・ 受身的に活動に参加するよりも、能動的に参加することでより啓発につながる。個人として普及啓発に主体的に貢献できる場が目に見える形で存在していれば、それを意識して学ぶことも可能となり、より深い理解につながることを期待できる。このため、義務的要素の薄いプログラムを受け皿として検討することも有益と考えられる。

2. 普及啓発の対象者拡大

(1) アウトリーチ

ハンセン病問題に関する普及啓発の効果を国民一人一人に広く浸透させるとの観点からすると、国立のハンセン病資料館や各療養所の社会交流会館での展示資料による普及啓発活動は、「待ちの姿勢」であると言わざるを得ない。とりわけ、設置の経緯からアクセスの不便な地に立地している社会交流会館にわざわざ足を運んでくれる来館者は、国民の間でもかなり関心の高い方々である可能性が高い。

今後、国民一般に普及啓発の効果を波及していくためには、出張講演を強化するほか、ハンセン病問題に対する知識や関心が必ずしも高くない国民を国立のハンセン病資料館や社会交流会館に招きよせるためのきっかけづくりについて工夫が必要不可欠となってくる。

①イベント連携

- ・まずは、国立のハンセン病資料館や社会交流会館の他にもハンセン病問題の普及啓発をしている団体があるので、イベントの共同開催などの形でこれらを活用する。また、こうした団体を通じてハンセン病の普及啓発活動を広げていく方策について関係者間で検討する。
- ・各療養所が主催する、桜を観る会や盆踊りなどの地域交流行事については、近年、多くの参加者を集めることができるようになってきている。これらの行事の際に、国立のハンセン病資料館や社会交流会館にも立ち寄ってもらえるようにするための工夫につき検討する。
- ・近隣住民以外にも、広く一般の人に関心を持ってもらえるようなイベントを開催し、ハンセン病問題や国立のハンセン病資料館に関する情報を併せて提供する。例えば、映画「あん」の上映会、ハンセン病問題に関する講演やシンポジウム、療養所の敷地を活用した農業体験等の開催が考えられる。
- ・イベント以外にも、国や地方公共団体、企業が行う研修のメニューに国立のハンセン病資料館や社会交流会館への訪問を追加してもらうよう、関係者に対して働きかけを行う。
- ・旅行会社やイベント会社等の協力が得られれば、国立のハンセン病資料館や各療養所を観光ルートやイベント会場の一環として組み込んでもらうことも考えられる。そのため、社会交流会館の積極的活用などの方策が考えられる。また、修学旅行生の誘致に当たっては、旅行会社や校長会等が合同で研究会を開催している場合もあり、こうした場にアピールすることも有効と考えられる。

②他の人権団体等との連携

- ・人権擁護、福祉、教育等、各分野で活動している団体と共同・連携しつつ、幅広い啓発・広報を行う。
- ・その際、相手方にも連携のメリットがある旨を十分にアピールするべきである。例え

ば、ハンセン病問題に対する理解を深めることにより、他人への思いやり（いじめ問題対策や各種差別問題対策につながる）や、いのちの大切さ（自殺問題対策につながる）、ふるさとのありがたさ（地域づくりにつながる）などへの理解が同時に進むことが期待できる。

③他の学術・研究分野との連携

- ・国立のハンセン病資料館や社会交流会館における展示については、ハンセン病問題を中核としつつ、歴史や美術、文学などの分野に広がりを見せている。こうした状況を活用し、元々ハンセン病問題には関心が必ずしも高くなくても、展示内容や展示分野に関心を持つ方々に足を運んでもらえるよう、レベルの高い展示を行うべく創意工夫を行うべきである。

（２）関係機関との連携強化

ハンセン病問題について知ってもらうきっかけを提供する場合、網はできるだけ広く張っておくのが望ましい。また、せっかくハンセン病問題の存在を知ってもらっても関心を持ってもらえなければ意味がないため、ハンセン病関係機関が総力を結集し、連携して興味をそそる内容の濃い展示や解説、サービス等を行うことが必要である。

①国立のハンセン病資料館をハブとしたネットワークづくり

- ・ネットワークの構成員としては、各療養所の社会交流会館のほか、国立ハンセン病研究センター、海外のハンセン病関係の博物館などが考えられる。
- ・国立のハンセン病資料館で実施している取組のうち、先進的事例や最新の医学情報などについて、当該ネットワークを経由して構成員に届けることで、現地での普及啓発への波及効果が期待できる。
- ・また、現在でも新規患者が発生し、ハンセン病回復者・元患者等への差別が根強い地域が残る海外の状況を知ってもらうことにより、課題の深さを実感してもらえるようにするため、中長期的には海外のハンセン病博物館等との連携も有効である。

②地元自治体との連携

- ・療養所所在地の地方公共団体との間では、既に各種の連携が図られているが、効果的な取組については他の療養所とも情報の共有を図ることが望ましい。
- ・地方公共団体そのもの、あるいは地方公共団体が関与しているNGOやNPOの中には、活動や事業を行うためのスペース探しに困っていることが多いと考えられる。療養所のスペースを開放し、有効利用してもらうことで、Win-Winの関係を築くことが可能となるため、こうした視点から検討を進めることも有効と考えられる。ただし、活動が営業目的などの場合を排除できるよう、事前に開放に向けたルール作りを行っておくことが必要である。

（３）地方支援

ハンセン病問題に関する普及啓発の効果を全国津々浦々まで広く浸透させるために

は、普及啓発の拠点と位置付けられている国立のハンセン病資料館のみならず、全国各地に存在する各療養所の特色を踏まえた取組が重要な役割を果たす。地域における普及啓発拠点とも言える社会交流会館の魅力を高め、一人でも多くの国民に足を運んでもらえるようにするため、社会交流会館の整備や活動の状況を踏まえた支援策を検討する必要がある。

① 学芸員の効果的配置

- ・社会交流会館における活動状況や来訪者数に応じた学芸員の配置を進めるとともに、ハンセン病問題に関する全国の学芸員間で効果的な情報交換や協力が行えるネットワークづくりにつき検討を行う。

② 先進事例の紹介

- ・国立のハンセン病資料館や社会交流会館の普及啓発活動のうち先進的事例につき、定期的に情報交換する場を設けることにより、他の療養所における取組の参考にしてもらう。良い事例についてはHPなどで広く公開し、国民に訪問してもらうきっかけとする。

(4) 東京オリンピック・パラリンピック

2020年のオリンピック・パラリンピック開催を控え、海外からの注目が集まるこの機会を有効に活用すべきである。また、オリンピック・パラリンピックは、日本を海外にアピールする機会であるだけでなく、国民的祭典であることからオリンピック・パラリンピック広報は外国人だけでなく、多数の国民の目にも留まりやすい。このため、オリンピック・パラリンピック広報との連携は高い効果が期待される。

① オリンピック・パラリンピック広報との連携

オリンピック・パラリンピック広報には、直接海外に向けて発信されるものと、訪日客に向けて発信されるものに大別される。現実的なアプローチとしては、訪日客向けのオリンピック・パラリンピック広報や関連する支援活動の中から、国立のハンセン病資料館や各地の療養所を訪問するきっかけに結び付けられる可能性があるものを見極め、実際の訪問につなげていく方策につき検討する。

② 訪日外国人の受け皿整備

- ・オリンピック・パラリンピック関係で、障害者やハンセン病回復者・元患者等も大勢来日することが予想される。彼らの知的関心に応えるべく、国立のハンセン病資料館への訪問や療養所の見学ツアーなど積極的なアピール方策を検討する。
- ・海外からの来館者にも展示だけでなく、解説内容についても理解してもらえるよう、まず案内板や解説、パンフレット等の英訳を進める。可能であれば、中国語や韓国語など来館者数が多く見込まれる国の言語への翻訳を進める。この際、外部からの協力を募ることが必要不可欠と考えられることから、その進め方につき検討する。
- ・外国人来館者の増加に備え、外国語対応のボランティアガイドの活用につき検討す

る。その際、説明内容に加え、責任体制や説明内容の正確性を担保する方策についても併せて検討を行うことが必要である。ボランティアガイドの活用が難しい場合には、音声ガイドの多言語化を進めるなど代替策を検討する。

③ホームページの多言語化

- ・海外からのアクセス増加が見込まれることから、国立のハンセン病資料館や社会交流会館のホームページの多言語化を進める。
- ・すべての言語に対応することは困難が伴うため、主要言語から順次対応していく。
- ・それ以外の言語については、近年普及が進んでいる無料翻訳ツールを活用することも考えられる。その際、公式な翻訳ではなく、一部誤訳も含まれる可能性があることから、無料翻訳ツールを使用しており必ずしも正確でない部分がある旨、お断りを挟み込むなどの工夫を併せて行うことが必要である。

3. 普及啓発の効果的実施

(1) 目標の具体化

ハンセン病問題解決という目標達成のためには、適切なアウトカム目標とアウトプット目標を意識的に設定することが必要である。ハンセン病問題の場合、アウトカム目標はハンセン病回復者・元患者等の名誉回復である。

普及啓発には、いくつかの段階があると考えられるが、これらの各段階を意識し、それぞれにふさわしい取組を行っていくことが必要である。そのため、普及啓発の対象者の段階に応じて、目標を三段階に分解してアウトプット目標を示すこととする。

ここでは、必ずしもすべての国民に第三段階に到達し、ハンセン病問題の解決に向けて貢献してもらうことが目的ではないことに留意が必要である。ハンセン病回復者・元患者等をはじめ、人権侵害を受ける可能性のある方々に接する際に、ハンセン病問題のような人権侵害を二度と繰り返してはならないことに気付いてもらうことが重要なのであり、必ずしも積極的な行動を求めるものではない。国民一人一人が、それぞれの状況や考え方に基づいてふさわしい段階に達してもらうことにより、誤った事実認識による不当な差別を行うことがないよう防止することが目的となる。

①ハンセン病問題について関心を持たない層の取込み

- ・広く一般の人に関心を持たせるようなイベントを開催し、ハンセン病問題や国立のハンセン病資料館や社会交流会館に関する情報を併せて提供する。
- ・初めての来館者にハンセン病問題への関心・共感を持ってもらうような展示方法や解説等の工夫を行う。
- ・ハンセン病に関する対する医学的知識（感染力が極めて弱い、日本における生活水準向上により、感染しても発症することは極めて稀、万一発症しても薬で完治可能）の普及も一緒に行う。

②ハンセン病問題への関心をさらに深めたい層のニーズへの対応

- ・ハンセン病を知った後、より深く知りたいとの欲求を感じたときに、情報へのアクセスの容易さが興味を深めることの成否を左右する。インターネットなど、手軽な情報収集ツールの充実を図る。
- ・国立のハンセン病資料館のホームページについては、ポータルサイト化やバーチャル資料館化、語り部動画の導入など、アクセス件数を増加させる方策について検討する。
- ・国立のハンセン病資料館においても、リピーターに飽きられないよう展示や解説につき工夫する。その際、語り部の映像記録だけでなく、生き様や生の声が伝わるハンセン病回復者・元患者等の書き残した図書や音声記録などを効果的に活用する。
- ・ハンセン病に関心を持った方同士が、お互いに意見を述べ合い、考えるための、気軽な機会を設ける。意欲のある方には、シンポジウムに参加いただくなど、よりハイレベルの受け皿も用意する。

③ハンセン病問題の解決に向けて何らかの貢献を望む層への受け皿づくり

- ・何らかの貢献をしたい人であっても、実際に何をしたら良いのか分からないことも多い。例えば、比較的長期かつ集中的にハンセン病問題を学んでいただく夏期セミナーでは、実際に行動に移したいという方が現れる蓋然性が高いと考えられることから、こうしたセミナーの修了者を対象としたプログラムを考えてみることは有意義と思われる。
- ・また、ハンセン病問題に関する理解を国民の隅々にまで浸透させるには、国や地方公共団体、関係団体による取組だけでは限界がある。これらの普及啓発を受けた方々が地元や家庭に帰って、周囲の人にも学んだ内容を伝えてもらう必要がある。
- ・こうしたスキームを作り上げるのに最もハードルが低いと思われるのは、認知症サポーターのように、自分のできる範囲内でできることを身近な人々に対して行っていくというものであり、こうしたスキームを検討することは有意義と考えられる。そのためには、一般の解説とは別に、特別研修や体験プログラムの開発などにつき検討する。
- ・国立のハンセン病資料館と社会交流会館の運営形態の違いに留意しつつ、あくまでも国立のハンセン病資料館や社会交流会館の利用者として、ボランティア活動に関与してもらうための受け皿の創設について検討する。

(2) 効果測定

普及啓発について、各種取組の「やりっぱなし」では目標達成は覚束ない。それぞれの普及啓発の取組に関する効果測定や、目標に対する現状評価の在り方を検討し、その効果測定や評価の結果を踏まえて取組内容を改善していくというサイクルを生み出すことが必要である。

また、効果測定に活用するためには、調査の継続性が担保できる形として定期的に追跡調査を実施することが必要である。国立のハンセン病資料館は普及啓発の拠点であ

り、引き続き、入館者数の推移は注視していく必要がある。他方、客観的な数値の評価に加え、定性的な評価も重要であり、アンケート調査などが考えられる。

効果測定の方法については、適宜必要な見直しを行いつつ、実質的な効果があがるよう工夫していくべきである。

①アウトカム目標である名誉回復に関する効果測定

名誉回復が図られているかどうかを評価するに当たり、最も重視すべきはハンセン病回復者・元患者等の意識であることから、定期的なアンケート調査やハンセン病回復者・元患者等から感想を伺う懇談会を行う。その際、調査者側からの回答の誘導が起きやすいことから、質問内容については慎重に検討することが必要である。

また、身近なところでハンセン病回復者・元患者等と初めて接する機会があった際、ハンセン病問題の存在を認識していれば、差別を行ってしまうリスクは大幅に低減できると考えられる。このため、一般国民の意識についても、定期的に調査を行う必要がある。

②アウトプット目標である段階別取組に応じた効果測定

・ハンセン病問題について関心を持たない層の取込み

アウトプット目標の評価項目としては、新規来館者数が挙げられる。そのため、来館者アンケートに訪問回数や訪問のきっかけ、感想などを答えてもらう項目を設け、新規来館者の動向を継続的に調査する。

・ハンセン病問題への関心をさらに深めたい層のニーズへの対応

アウトプット目標の評価項目としては、複数回来館者数が挙げられる。そのため、来館者アンケートに訪問回数や訪問理由、新たな発見事項の有無などを答えてもらう項目を設け、リピーターの動向を継続的に調査する。

また、ホームページへのアクセス件数を継続的にカウントするとともに「お探しの情報は見つかりましたか」「内容は分かりやすかったですか」などのアンケートの導入を検討する。

・ハンセン病問題の解決に向けて何らかの貢献を望む層への受け皿づくり

アウトプット目標の評価項目としては、数値に基づく客観的指標の設定は困難であるが、貢献を望む層の状況を的確に把握し、ニーズに応じた受け皿を構築しているかを評価する。

4. 従来の普及啓発活動の充実強化

(1) 教育啓発の充実

- ・学校教育では、ハンセン病問題への取組について地域や学校により温度差がある。このため、都道府県や教育委員会の学校教育担当者を対象としたハンセン病問題の普及啓発を実施することは有効である。指導担当者会議などの場を活用することが考えられる。

- ・社会教育委員の連絡協議会、社会教育主事の養成研修、といった場を活用してハンセン病問題の普及啓発を実施することにより、各々の地域に戻ってさらに普及啓発の波が広がっていく効果が期待できる。
- ・文部科学省や法務省との連携の強化を図る。

(2) IT活用

- ・ハンセン病問題に関心を持った人がさらに知識を増やそうとする場合、まずはネットで検索することが考えられる。その際、正確かつ良質な情報へアクセス可能かどうか重要な分かれ目となる。このため、国立のハンセン病資料館の情報が検索ヒット順の上位に来るよう工夫が必要である。
- ・ハンセン病問題に関する各種シンポジウム等につき、インターネットでオンライン配信する。
- ・若い層を巻き込むため、インターネット（SNSを含む。）のさらなる活用方策について検討する。ただし、ソーシャルメディアについては、偏見に基づく書き込みも散見されるなど、差別を拡大する怖さも併せ持つツールであることに留意し、ネット対策を十分に行うことが必要である。

(3) メディア活用

- ・新聞やテレビの果たす役割も重要。地方紙はかなり詳細に取り上げてくれるケースも多いので、そうした成功例を厚生労働省や地元自治体、国立のハンセン病資料館や社会交流会館などの関係者間で共有し、各地方での報道機関関係者との連携をさらに密にすることが望まれる。
- ・また、地方には若手記者が多く、若い時期に取材した事項は刺激的で強烈な印象を受けるものであり、こうした記者への働きかけは効果が高いと期待できる。そのため、各療養所と報道機関の支局の間でメディア懇談会のようなものを開くことが考えられる。
- ・全国的な報道機関にハンセン病問題を取り上げてもらうためには、記者クラブの役割が重要。その際、人権問題に関心の高い記者につなげてもらうよう意識的に働きかけることが必要である。
- ・イベントを開催する際には、記者は多忙なので、できるかぎり単発ではなく複数回のイベントを組むようにし、かつ、その中には施設見学会を織り込むなど、メディア側の関心を高める企画づくりを工夫することが重要である。
- ・語り部の減少という状況は、ニュース性が高いことから、国民の関心を呼び起こすことにつながりやすいと考えられる。協力者の募集と合わせて状況を報道してもらうことが有効である。
- ・自治体広報誌は、特に地方部において住民のかなり多くに読まれているという実態がある。また、複数の自治体の広報担当者が共同で療養所を取材し共通の特集記事を掲載するなどの工夫もされている。こうした活動を広めるための取組を行う。

第5 今後の進め方

- ・以上の提言は、らい予防法の廃止から20年が経過した現時点の状況を踏まえ、これまでの普及啓発の取組を振り返ることにより、今後20年を見据えて、改善・見直しや充実・強化が必要と思われる事項について触れたものである。
- ・これらの提言の中には、緊急に対応することが必要不可欠なものから、実現に向けては数々のハードルをクリアしなければならないものまで、あるいは、意識の持ちようを変えることで大きな負担なく実現できる項目から、その道の専門家の知恵を借りた上で慎重に検討しなければ実現できないものまで、極めて多岐に渡っている。
- ・このため、以上の項目に優先順位をつけて、必要な事項を順次国立のハンセン病資料館の年度計画に盛り込むこととし、その実施状況については、毎年、企画検討会においてフォローアップを行うものとする。